

議案第 89 号

世田谷区小児慢性特定疾病審査会条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 17 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区小児慢性特定疾病審査会を設置するため、条例を制定する必要がある  
るので、本案を提出する。

## 世田谷区小児慢性特定疾病審査会条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の4第1項の規定に基づき設置する世田谷区小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

### (招集)

第3条 審査会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、区長が招集する。

### (会議)

第4条 審査会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (委員以外の者の出席等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

### (守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (庶務)

第7条 審査会の庶務は、世田谷保健所において処理する。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、区長が定める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。